別表第三の第一中⑭を⑮とし、⑬を⑭とし、⑫を⑬とする。

別表第三の第一の⑪中８の項を10の項とし、３の項から７の項までを二項ずつ繰り下げ、２の項を４の項とし、同項の前に次の一項を加える。

3	*Crepidium kandae*（カンダヒメラン）

別表第三の第一の⑪中１の項を２の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Acanthephippium pictum*（エンレイショウキラン）

別表第三の第一中⑪を⑫とする。

別表第三の第一の⑩中２の項を３の項とし、１の項を２の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Asparagus oligoclonos*（タマボウキ）

別表第三の第一の⑩に次の三項を加える。

4	*Tricyrtis ishiiana* var. *ishiiana*（サガミジョウロウホトトギス）
5	*Tricyrtis ishiiana* var. *surugensis*（スルガジョウロウホトトギス）
6	*Tricyrtis perfoliata*（キバナノツキヌキホトトギス）

別表第三の第一中⑩を⑪とし、⑹から⑼までを⑺から⑽までとする。

別表第三の第一の⑸中１の項を２の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Berteroella maximowiczii*（ハナナズナ）

別表第三の第一中⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　すいかずら科

1	*Lonicera fragrantissima*（ツシマヒョウタンボク）

別表第三の第一に次のように加える。

⑰　すみれ科

1	*Viola tashiroi* var. *tairae*（イシガキスミレ）
2	*Viola thibaudieri*（タデスミレ）
3	*Viola utchinensis*（オキナワスミレ）

別表第六を別表第七とし、別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四　特定第二種国内希少野生動植物種（第一条関係）

項	種　　名
第一　動物界	
一　両生綱	
イ　有尾目	
(1)　さんしょううお科	
1	*Hynobius tokyoensis*（トウキョウサンショウウオ）
二　条鰭亜綱	
イ　こい目	
(1)　こい科	
1	*Hemigrammocypris neglectus*（カワバタモロコ）
三　昆虫綱	
イ　かめむし目	
(1)　こおいむし科	
1	*Kirkaldyia deyrolli*（タガメ）

備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年二月十日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げられていないものに係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」と、「あらかじめ」とあるのは「令和二年三月十日までに」とする。

農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　安倍　晋三